あきる野市学校教育サイバーセキュリティ基本方針

令和８年３月

あきる野市教育委員会

目次

あきる野市学校教育サイバーセキュリティ基本方針

改定履歴

更新年月	版	更新内容
令和 8 年 3 月	1	新規作成

１　目的

あきる野市教育委員会事務局（以下「教育委員会」という。）及び市立小・中学校（以下「学校」という。）は、行政運営上、個人情報などの重要な情報を多数取り扱い、学校教育活動を担うことにより、市民生活及び地域の活動に必要不可欠なサービスを提供している。よって、これらを支える情報システム及びシステム上で取り扱う情報などの情報資産を様々な脅威から守り、安全性を確保することは、行政及び教育活動の安定的・継続的な運営を実現するために、教育委員会及び学校に課せられた責務である。

そのため、あきる野市学校教育サイバーセキュリティ基本方針（以下「本方針」という。）は、教育委員会及び学校が実施するサイバーセキュリティ対策に関する基本的な事項を定め、サイバー攻撃等の様々な脅威から、教育委員会及び学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

また、全ての教職員等は、教育委員会及び学校が保有する情報資産に対する脅威への対応が重大かつ、喫緊の課題であることを改めて認識し、教育委員会及び学校におけるサイバーセキュリティ対策の推進に積極的に取り組むこととする。

２　定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）情報

情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）、情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書をいう。

（２）情報システム

コンピュータ（ハードウェア及びソフトウェア）、その周辺機器、ネットワーク及び記録媒体により構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（３）情報資産

情報及び情報システムをいう。

（４）ネットワーク

教育委員会及び学校がコンピュータを相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（５）サイバーセキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。

（６）機密性

情報にアクセスすることを許可された者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。

（７）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（8）可用性

情報にアクセスすることを許可されたものが、必要なときに、中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（9）学校

あきる野市立学校設置条例（平成7年9月1日条例第47号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

(10) 教職員等

教育委員会及び学校が所管する情報資産に関する業務に携わる教員、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員、臨時的任用教員、時間講師のことをいう。

(11) 校務系情報システム

情報資産のうち、それらの情報を教職員等が学校での管理運営、学習指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報を取り扱うシステムをいう。

(12) 学習系情報システム

情報資産のうち、学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ、当該情報に教職員等及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報を取り扱うシステムをいう。

(13) サイバーセキュリティマネジメント

教育委員会及び学校がサイバーセキュリティを維持・管理するため組織的に実施する取組をいう。

(14) サイバーセキュリティ事象

「3　対象とする脅威」に定める脅威により、業務の遂行及びサイバーセキュリティに影響を与えうる事象の全てをいう。

(15) サイバーセキュリティインシデント

サイバーセキュリティ事象のうち、業務の遂行を危うくする確率及びサイバーセキュリティを脅かす確率が高い事象をいう。

3　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、サイバーセキュリティ対策を実施する。

（1）不正アクセス、ウイルス攻撃、ランサムウェア攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、サービス及び業務の停止のほか、内部管理の欠陥など教職員等による不正行為等

（2）情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、機器故障、メールの誤送信等の非意図的要因による情報資

産の漏えい・破壊・消去、重要情報の詐取、サービス及び業務の停止、不正行為等

（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス、業務の停止等

（４）大規模・広範囲にわたる疾病による要因不足に伴うシステム運用の機能不全等

（５）電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラ障害からの波及等

４　適用範囲

（１）行政機関の範囲

本方針が適用される行政機関は、教育委員会、学校の所管するものとする。

（２）情報資産の範囲

本方針が対象とする情報資産は、教育委員会及び学校が所管する情報資産とする。

５　教職員等の遵守義務

教職員等は、教育委員会及び学校が保有する情報資産に対する脅威への対応の重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって、本方針等を遵守しなければならない。

６　サイバーセキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するために、以下のサイバーセキュリティ対策を講ずる。

（１）組織体制

教育委員会及び学校の情報資産について、サイバーセキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

（２）情報資産の分類と管理

教育委員会及び学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき、サイバーセキュリティ対策を講じる。

（３）情報システム全体の強靱性の向上

サイバーセキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、校務系システム、学習系システムの２つに分類し、接続するネットワークの分離又は強固なアクセス制御等により安全対策を講じる。

（４）物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所への不正な立ち入りの防止等、情報資産を保護するために物理的な対策を講じる。

（５）人的セキュリティ対策

サイバーセキュリティに関する権限及び責任並びに遵守事項を定め、教職員等に本方針の内容を周知徹底し、十分な教育及び啓発を行うために必要な対策を講じる。

（６）技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するために、情報資産へのアクセス制御やネットワーク管理等の技術的な対策を講じる。

（7）運用面におけるサイバーセキュリティ対策

情報システムの監視、本方針の遵守状況の確認、（8）の業務委託と外部サービス（クラウドサービス）を利用する際のセキュリティの確保等、本方針の運用面での対策を講じる。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ、適正に対応するため、緊急時対応体制を整備する。

（8）業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用における対策

教育委員会及び学校に関する業務を受託する事業者（当該事業者から派遣されている者を含む。）及び当該業務を行わせる場合には、サイバーセキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

（9）評価・見直し

本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じてサイバーセキュリティに関する監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、サイバーセキュリティの向上を図る。

本方針の見直しが必要な場合は、適宜本方針の見直しを行う。

7　サイバーセキュリティに関する監査及び自己点検の実施

本方針の遵守状況を評価・検証するため、定期的又は必要に応じてサイバーセキュリティに関する監査及び自己点検を実施する。

8　本方針の見直し

サイバーセキュリティに関する監査及び自己点検の結果、本方針の見直しが必要となった場合又はサイバーセキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、本方針の見直しを実施する。

9　サイバーセキュリティ対策基準の策定

サイバーセキュリティ対策基準は、情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定めた、あきる野市教育情報セキュリティ対策基準を準用するものとする。

なお、準用するあきる野市教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより、教育委員会及び学校の教育活動、行政の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、当該対策基準については、4（1）に定める行政機関の適用範囲及びあきる野市長の所管するもの以外に対しては非公開とする。

10　サイバーセキュリティ実施手順の策定

サイバーセキュリティ実施手順は、９において準用するあきる野市教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた、あきる野市教育情報セキュリティ実施手順を準用するものとする。

なお、準用するあきる野市教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより、教育委員会及び学校の教育活動、行政の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、当該実施手順については、４（１）に定める行政機関の適用範囲及びあきる野市長の所管するもの以外に対しては非公開とする。

附則

この基本方針は、令和８年４月１日から施行する。